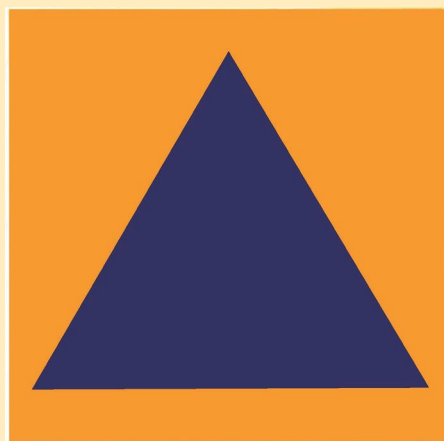


武蔵野市国民保護計画（案）

令和元年変更

概要版



このマークは、ジュネーブ諸条約で規定されている国際的な標章です。国民保護を実施する個人や団体、避難所などを識別します。

武 蔵 野 市

はじめに

国民保護とは、「武力攻撃事態(*1)や緊急処理事態(*2)から、市民の生命・身体・財産を保護するための仕組み」のことをいいます。

国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)第35条において「市町村は国民保護計画を作成しなければならない」と規定されているため、武蔵野市では、平成19年に武蔵野市国民保護計画を策定しました。

東京都国民保護計画の変更、世界情勢の変化、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点などを反映させるため、計画の見直しを行います。

● 国民保護計画が想定する事態類型

*1 武力攻撃事態とは

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいいます。

着上陸侵攻



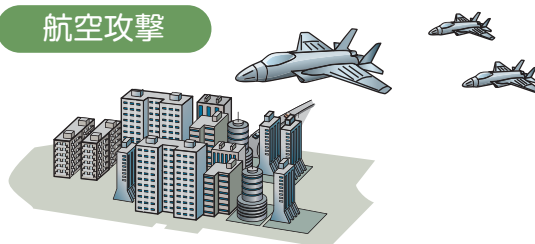
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



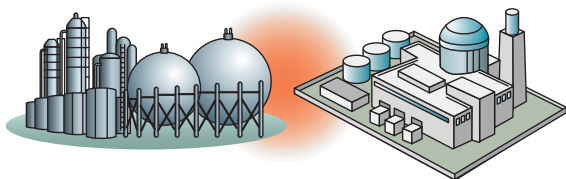
航空攻撃



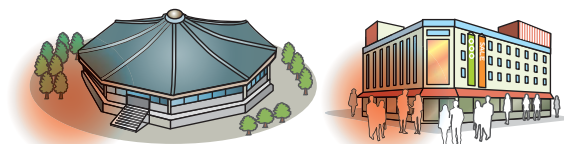
*2 緊急処理事態とは

武力攻撃に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

危険物質を有する施設への攻撃



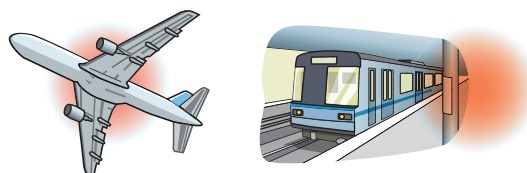
大規模集客施設等への攻撃



大量殺傷物質による攻撃



交通機関を破壊手段としたテロ



国民保護計画策定の目的

国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロが起きた場合に、

- 1 市民への正確な情報の伝達
- 2 安全な避難、救援と復旧
- 3 被害を最小限にとどめるための対処

以上の3点を、迅速かつ的確に行えるように定めておくものです。

武蔵野市の国民保護計画

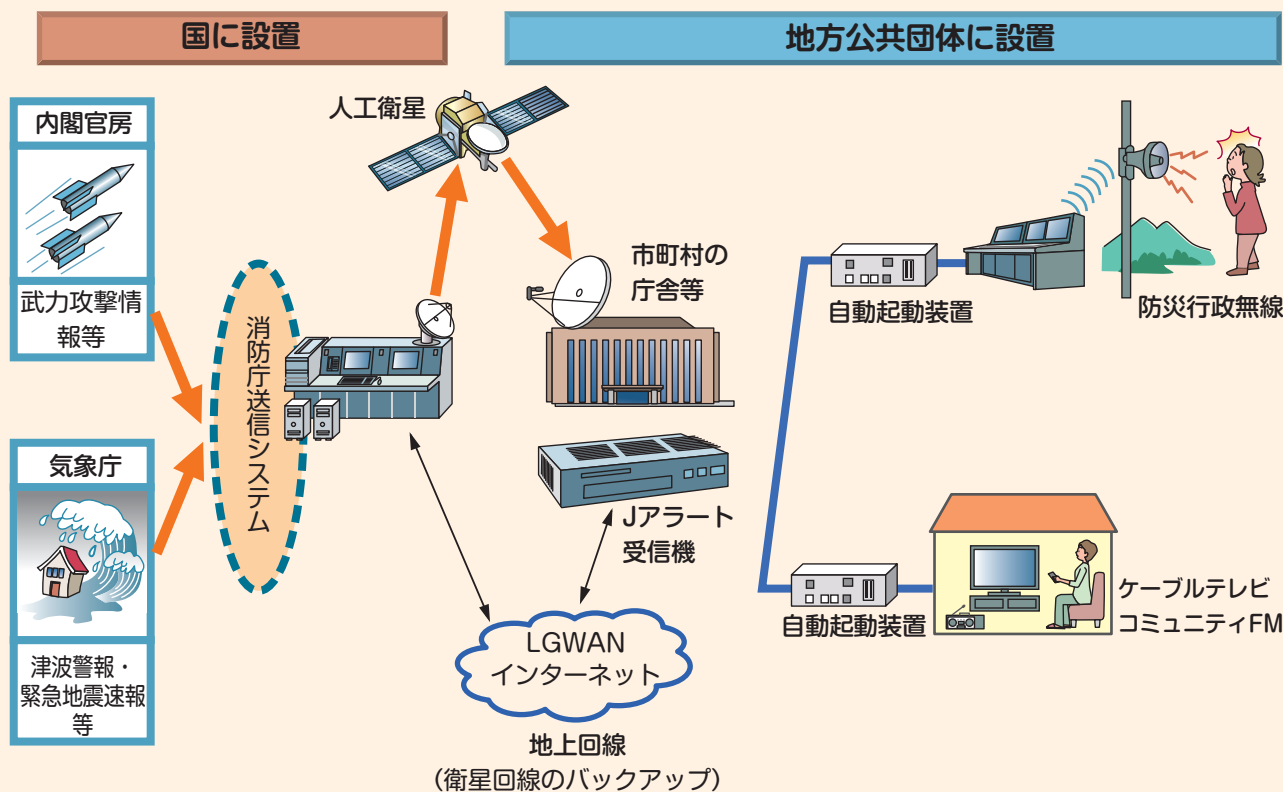
- 国・東京都・警察・消防などの関係機関や市民と連携して、計画にもとづいて訓練や備蓄を日頃から行います。
- 市の責務を明らかにすることで、市民の生命・身体・財産の保護や権利の尊重を行います。

主な改訂点

- ① 東京都国民保護計画の変更にあわせ、東京都と武蔵野市の役割分担の明確化などについて明記しました。
- ② 武蔵野市地域防災計画の修正にあわせ、市各部などの業務分担などを変更しました。
- ③ 全国瞬時警報システム（Jアラート）（* 3）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、安否情報システムなどの情報伝達手段について明記しました。
- ④ 人口・気象データ、関係機関の名称や業務内容などを更新・修正しました。

* 3 Jアラートとは

弾道ミサイル情報・緊急地震速報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市の防災行政無線により瞬時に伝えるシステムです。



武蔵野市国民保護計画の構成

平時

第1編 総論

本計画の基本的な考え方

- ・ 計画の位置づけ
- ・ 国民保護措置に係る基本方針
- ・ 市の地理的、社会的特徴
- ・ 対象とする事態等

第2編 平素からの備え

平時において準備すること

- ・ 市の組織や関係機関との連携体制の整備
- ・ 情報収集・提供等の体制整備
- ・ 避難及び救援に関する備え（備蓄）
- ・ 市民への啓発等

有事

第3編 武力攻撃事態等への対処

事態の発生（事態認定前）

- ・ 初動態勢の迅速な確立等

国による事態認定（対策本部設置の指定）

- ・ 市国民保護対策本部の設置
- ・ 警報の伝達、避難実施要領の作成等

避難住民への対応

- ・ 救援、安否情報の収集と提供
- ・ 市民生活の安定化等

第4編 復旧等

復旧

- ・ 災害の復旧、損失補償等の費用負担等

第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃事態への対処に準拠

9つの基本方針

- ・ 基本的人権の尊重（市民の自由と権利の尊重）
- ・ 市民の権利利益の迅速な救済
- ・ 市民に対する正確・適時適切な情報提供
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 市民への必要な援助の協力要請 *協力は自発的な意思によります
- ・ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ・ 指定公共機関及び指定地方協公共機関の自主性の尊重
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全確保
- ・ 外国人への国民保護措置の適用

第2編 平素からの備え

- ・ 「整備」 初動態勢の整備、関係機関との連携体制の整備、非常通信態勢の整備
- ・ 「研修と訓練」 必要な知識習得のための研修と、関係機関との実践的な合同訓練の実施
- ・ 「情報」 避難施設のリストや輸送施設に関する情報の把握
- ・ 「備蓄」 物資や資材の備蓄は、防災対策も兼備
- ・ 「啓発」 市民の知識の取得、有事の際に適切に行動できるよう啓発を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ・ 初動態勢を整備します。
- ・ 避難市民の誘導や救援など必要がある場合には市民に対し協力を要請します。この協力は市民の自発的な意思にゆだねられるものであり、市は協力していただける市民の安全の確保に十分配慮します。
- ・ 警報の伝達、避難市民の誘導、安否情報の収集・提供、退避の指示などについて、避難実施要領のパターンの作成。また、自然災害時など防災との共通点を生かした計画とします。
- ・ 避難所などの保健衛生の確保を図るために、保健衛生確保・防疫対策、廃棄物処理体制などを整備します。
- ・ 生活物資等の価格の高騰などを防止するため、生活安定措置等を関係機関と協力し実施します。

第4編 復旧等

- ・被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。
- ・国民保護措置実施に伴う損失補償、損害補償について市の責務を定めます。

第5編 緊急処理事態への対処

- ・社会への影響を最小限とするため、大規模集客施設・医療機関などの概要を把握し、連携や情報交換を行います。
- ・関係機関と密接に連携し、テロなどの兆候や危機情報の把握と警戒に努めます。
- ・テロの類型に応じた対処を行います。
(大規模集客施設への攻撃、大量殺傷物質による攻撃(ダーティーボム、生物剤、化学剤)、交通機関を破壊手段とした攻撃など。)

● 武蔵野市国民保護計画(令和元年変更)(案)の閲覧は

- 武蔵野市防災安全部防災課(市庁舎西棟5階)
- 武蔵野市ホームページ <https://www.city.musashino.lg.jp/>

● 国民保護について詳しく知りたい場合は

- 国民保護ポータルサイト(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp>
- 東京都総合防災部ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

武蔵野市役所防災安全部防災課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28
電話 0422-60-1821